

議案第1号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

項番号	執行機関	事務
1	市長	大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（法別表第1の19の項、35の項及び61の2の項に掲げる事務を除く。）であって市規則で定めるもの
2	市長	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の福祉の向上を図ることを目的とする医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	市長	児童の福祉の向上を図ることを目的とする児童に係る医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
4	市長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。）の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの

別表第2の1の項中「情報又は」を「情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は」に改め、同表の2の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援

給付関係情報、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報」に改め、同表の4の項から6の項までの規定中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の7の項中「医療保険給付関係情報」を「医療保険給付関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表中

「

9	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
---	----	--	--

」

を

「

9	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
---	----	--	--

			もの
9の2	市長	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの

」

に改め、同表の10の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表中

「

13	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
----	----	---	--

」

を

「

12の2	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
------	----	--	---

13	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
13の2	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって市規則で定めるもの

に、

「

19	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
----	----	--	--

を

「

19	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって市	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情
----	----	--	--

		規則で定めるもの	報であって市規則で定めるもの
19の2	市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報であって市規則で定めるもの

に、

「

20	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情
----	----	--	--

報であって市規則で定めるもの

を

「

20	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
20の2	市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、児童手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市

に改め、同表の21の項中「医療保険給付関係情報」を「医療保険給付関係情報、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定の施行期日は、市長が定める。
- 2 大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第75号）は、廃止する。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市個人番号の利用等に関する条例 (抄)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事 務
市 長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。)の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの

別表第1 省 略

別表第2 (第3条関係)

項番号	執行機関	事 務	特定個人情報
1	省 略	省 略	児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳等関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の

			<p>徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
2	省 略	省 略	<p>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援障害者自立支援給付関係情報、子ども・子育て</u>するための法律による自立支援給付の支給に<u>支援法（平成24年法律第65号）による子ども</u></p>

			<p><u>関する情報</u> <u>のための教育・保育給付の支給に関する情報</u> 又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
省 略	省 略	省 略	省 略
4	省 略	省 略	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に <u>障害者自立支援給付関係情報</u> <u>支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>であって市規則で定めるもの</p>
5	省 略	省 略	<p>児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、<u>障害者の日常生活及び社会生活を障害者自立支援給付関係情報</u> <u>総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
6	省 略	省 略	<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を障害者自立支援給付関係情報</u> <u>を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>であって市規則で定めるもの</p>

7	省 略 省	略	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給若しくは障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関係情報 <u>による自立支援給付の支給に関する情報</u>又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
---	-------	---	---

省 略	省 略	省 略	省 略
9	省 略	省 略	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
9の2	市 長	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
10	省 略	省 略	児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を障害者自立支援</u> <u>総合的に支援するための法律による自立支援給付関係情報</u> <u>給付の支給に関する情報</u> 又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
省 略	省 略	省 略	省 略
12	省 略	省 略	省 略
12の2	市 長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置

		けに関する事務であって市規則で定めるもの	に関する情報であって市規則で定めるもの
13	省 略	省 略	省 略
13の2	市 長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって市規則で定めるもの
省 略	省 略	省 略	省 略
19	省 略	省 略	省 略
19の2	市 長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報であって市規則で定めるもの
20	省 略	省 略	省 略
20の2	市 長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、児童手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
21	省 略	省 略	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給若しくは障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税

		<p>関係情報、医療保険給付関係情報、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>であって市規則で定めるもの</p>
--	--	--

(参 考)

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第75号）

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

項番号	執行機関	事 務
1	市 長	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の福祉の向上を図ることを目的とする医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
2	市 長	児童の福祉の向上を図ることを目的とする児童に係る医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	市 長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。）の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。